

令和3事務年度における相続税の調査等の状況（全管版）

令和4年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和3事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 令和3事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 令和3事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について実施しました。

令和3事務年度においては、令和2事務年度に比べ、実地調査件数（195件）及び追徴税額合計（10億5,200万円）ともに減少（対前事務年度比93.8%、99.1%）しました。

また、1件当たりの申告漏れ課税価格（2,872万円）及び1件当たりの追徴税額（540万円）は、過去10年間で最高となりました。

○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	208 件	195 件	93.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	177 件	174 件	98.3 %	
③	非違割合 (②/①)	85.1 %	89.2 %	4.1 ポイント	
④	重加算税賦課件数	15 件	22 件	146.7 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	8.5 %	12.6 %	4.1 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	5,460 百万円	5,600 百万円	102.6 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	466 百万円	568 百万円	121.9 %	
⑧	追徴 税額	本税	932 百万円	931 百万円	99.9 %
⑨		加算税	130 百万円	121 百万円	93.1 %
⑩		合計	1,062 百万円	1,052 百万円	99.1 %
⑪	1 実 件 当 地	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,625 万円	2,872 万円	109.4 %
⑫	た り 査	追徴税額 (⑩/①)	511 万円	540 万円	105.7 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和3事務年度における相続税の簡易な接触の状況

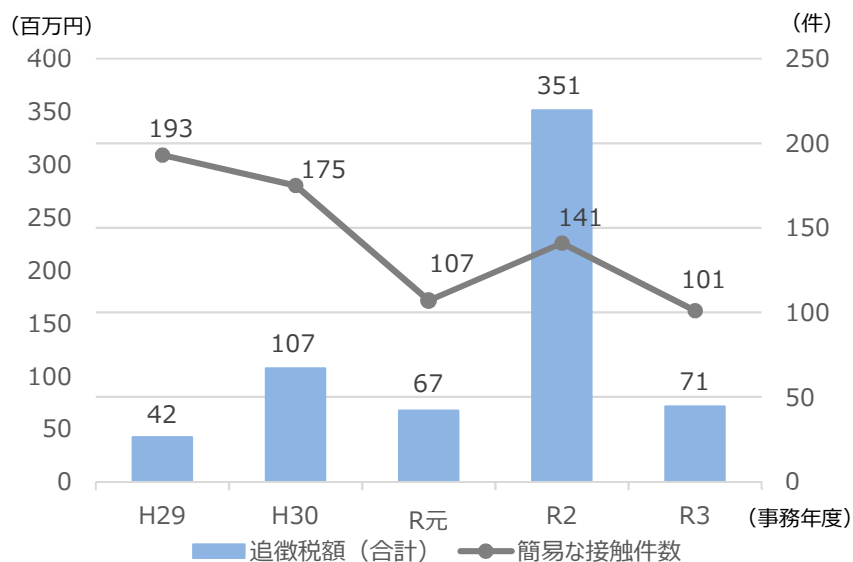
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和3事務年度においては、接触件数は101件（対前事務年度比71.6%）、申告漏れ等の非違件数は43件（同61.4%）、申告漏れ課税価格は7億600万円（同69.1%）、追徴税額合計は7,100万円（同20.2%）でした。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和2事務年度	令和3事務年度		
①	簡易な接触件数	141 件	101 件	71.6 %	
②	申告漏れ等の非違件数	70 件	43 件	61.4 %	
③	申告漏れ課税価格	1,021 百万円	706 百万円	69.1 %	
④	追徴税額	本税	344 百万円	68 百万円	19.8 %
⑤		加算税	7 百万円	3 百万円	42.9 %
⑥		合計	351 百万円	71 百万円	20.2 %
⑦	1簡易な接触 相当な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	724 万円	699 万円	96.5 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	249 万円	71 万円	28.5 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する調査状況

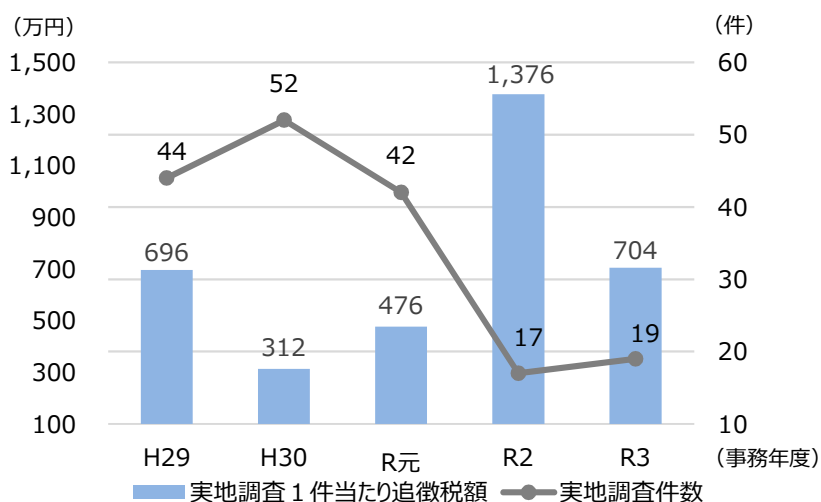
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和3事務年度においては、実地調査件数は19件（対前事務年度比111.8%）、実地調査1件当たりの追徴税額は704万円（同51.2%）でした。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	17件	19件	111.8%	
②	申告漏れの非違件数	14件	19件	135.7%	
③	非違割合 (②/①)	82.4%	100.0%	17.6ポイント	
④	申告漏れ課税価格	1,912百万円	2,079百万円	108.7%	
⑤	追徴税額	本税	195百万円	111百万円	56.9%
⑥		加算税	39百万円	22百万円	56.4%
⑦		合計	234百万円	134百万円	57.3%
⑧	1 実地調査 当たり	申告漏れ課税価格 (④/①)	11,247万円	10,942万円	97.3%
⑨	調査	追徴税額 (⑦/①)	1,376万円	704万円	51.2%

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 贈与税に対する調査状況

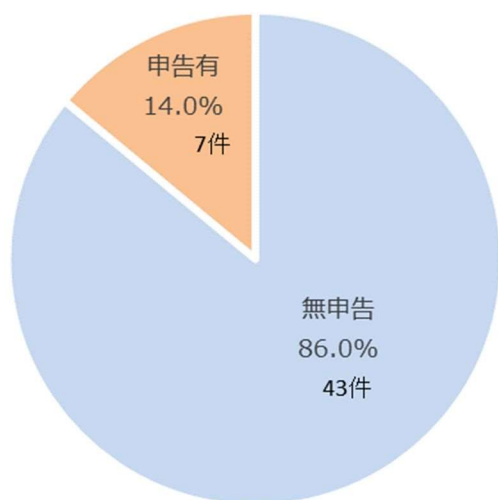
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和3事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は148万円（対前事務年度比370.0%）でした。

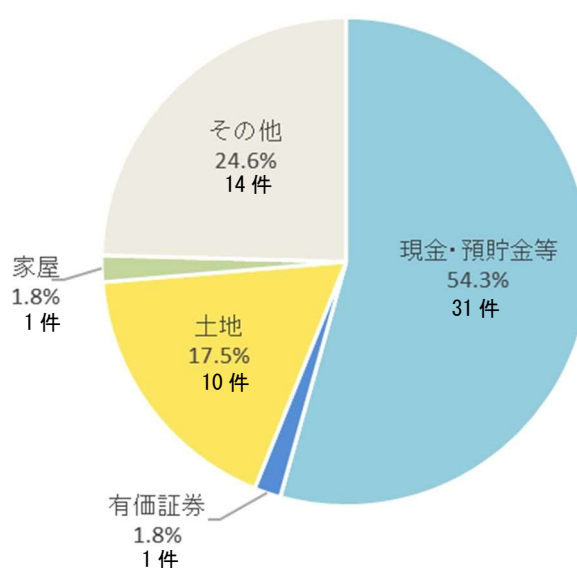
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	52件	50件	96.2%
②	申告漏れ等の非違件数	52件	50件	96.2%
③	申告漏れ課税価格	150百万円	284百万円	189.3%
④	追徴税額	21百万円	74百万円	352.4%
⑤	1実地当たり調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	288万円	569万円	197.6%
⑥	1実地当たり調査 追徴税額 (④/①)	40万円	148万円	370.0%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



○ 調査事績に係る財産別非違件数



(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

